

# 地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和3年5月21日)

- 1 米子駅南北自由通路等整備の進捗状況及び駅周辺活性化に向けた米子市の取組について  
【道路建設課】……………2ページ
- 2 災害対策基本法の改正について  
【河川課】……………5ページ
- 3 流域治水関連法の改正について  
【河川課】……………6ページ
- 4 「鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会」第5回会議の開催について  
【淀江産業廃棄物処理施設計画審査室】……………7ページ
- 5 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について  
【技術企画課・道路企画課・道路建設課・河川課】……………8ページ

県 土 整 備 部

# 米子駅南北自由通路等整備の進捗状況及び 駅周辺活性化に向けた米子市の取組について

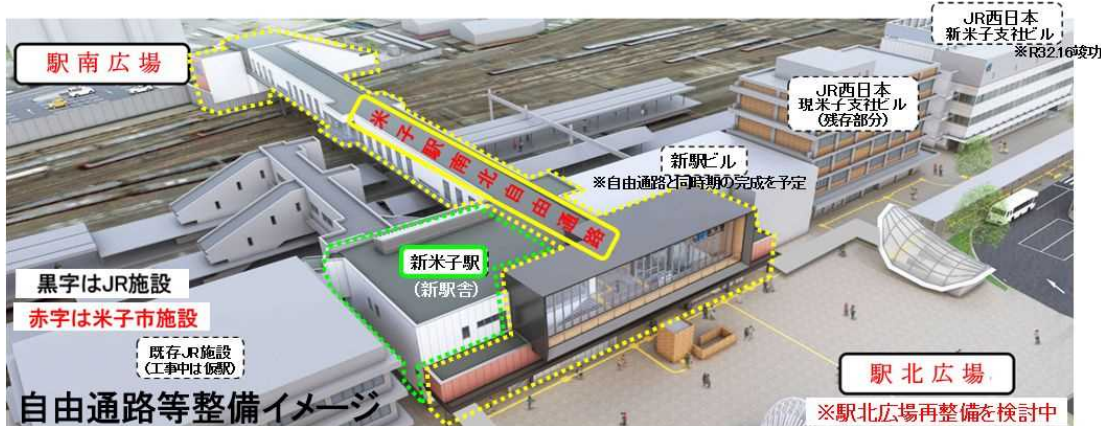
令和3年5月21日  
道路建設課  
中山間地域政策課

米子駅南北自由通路等整備の進捗状況及び、米子市の駅周辺活性化に向けた取組である「米子駅北広場ウォークアブル推進事業基本計画」の策定状況について報告します。

また、「米子駅南北自由通路等整備事業協議会（三者協議会）」について、ハード整備の進捗に伴い、駅周辺等の活性化や賑わい創出を目的とした「（仮称）米子駅周辺整備連携会議」に改組しますので併せて報告します。

## 1 南北自由通路・駅南広場の整備状況について（米子市事業）

- 令和2年度：自由通路整備に本格着工（JRと工事協定を締結。工事安全祈願祭を開催（R3.3.6））
- 令和3年度：既存JR駅舎撤去と自由通路工事を継続実施し、新駅舎工事・駅南広場工事に着手予定。
- 令和4年度：自由通路・新駅舎・駅南広場工事を継続、令和4年度末に完成予定。

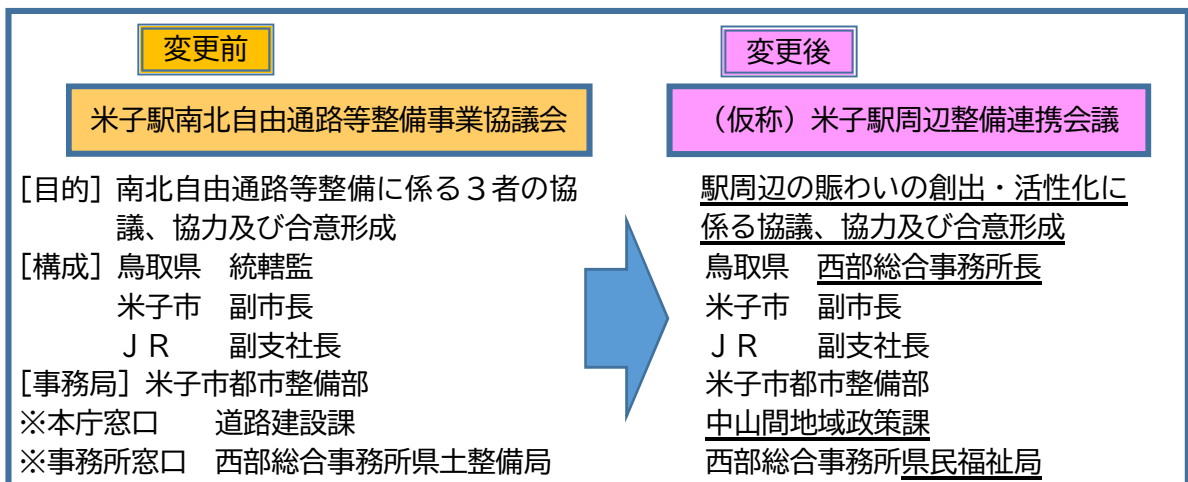


## 2 駅周辺活性化に向けた米子市の取組について

- 米子市では、自由通路整備を契機とした駅周辺の活性化に向け、令和5年度からその核となる駅北広場の再整備を予定されており、令和3年5月19日市議会都市経済委員会において、「米子駅北広場ウォークアブル推進事業基本計画案」（別添参考資料）を報告された。
- 今後、市はこの基本計画案をもって、「（仮称）米子駅周辺整備連携会議」等関係機関との協議を実施、その後パブリックコメントを行い、令和3年度末に策定完了予定。
- 令和4年度には基本計画案のうち「先行整備」部分の実施設計を行い、令和5年度から工事着手予定。（先行整備の案は、駅正面の既存ロータリーと歩行空間及びバスターミナルの整備を予定）

## 3 「米子駅南北自由通路等整備事業協議会（三者協議会）」の改組について

- 自由通路についてはハード整備の道筋がついたため、前回協議会（令和2年3月27日開催）において、本協議会の名称や体制を見直し、駅周辺等の活性化や賑わいの創出を中心とした協議の場に改組することで合意したことから「（仮称）米子駅周辺整備連携会議」に改組するとともに、県は「地域づくり・まちづくり」の観点から西部総合事務所長をトップとする現場中心の体制に変更する。



## 米子駅北広場ウォークラブル推進事業基本計画について（報告）

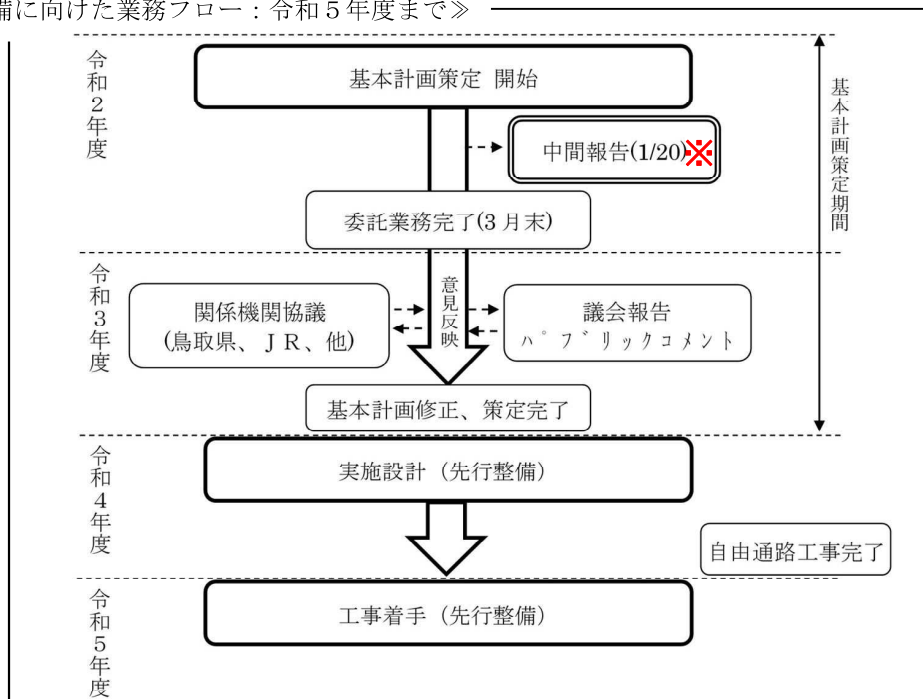
米子駅南北自由通路等整備事業を契機とした米子駅周辺の活性化に向け、令和5年度からその核となる駅北広場の再整備を実施することとしています。

再整備に向けた基本計画案を策定しましたので、次のとおり報告します。

### 1) 駅北広場基本計画の中間報告からの修正について

- 将来構想案として、より安全で利便性の高いロータリー整備を行うにあたって、JR 施設用地やだんだん広場との一体的な活用を検討しており、将来での再整備が必要とならないよう検討した結果、現況のロータリーの範囲内で、一般車とタクシーの各降車場を整備し、それぞれの動線を分離する計画を先行整備案とした。

《再整備に向けた業務フロー：令和5年度まで》



※米子市による都市経済委員会への中間報告(県追記)

# 歩いて楽しいまちづくりの推進に向けた 米子の新たな玄関口・交流空間の創造

## 1 自由通路・駅南広場の併用を見据えた、今後の整備課題

### ■歩行者空間

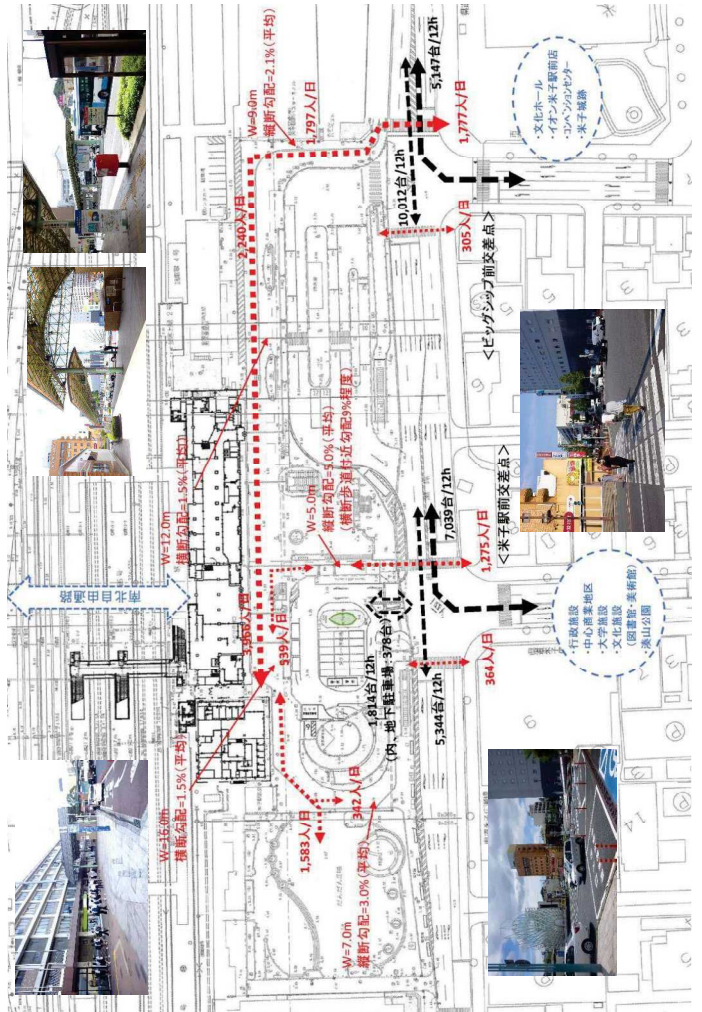
- 中心市街地に向けての歩行者動線は交差点で分断され、駅前交差点は右左折方向の車の流動量が多いため、横断する歩行者との錯綜が課題。また、ワシントンホテル前からの動線はロータリーを迂回する形状となっており、利便性が低い。
- 現ゼンインレブ店舗周辺は駅前の一番の顔となるゾーンであるが、工作物や植栽帯などが混在し雑然としている。

### ■タクシー・一般車ロータリー

- 一般車とタクシーの動線、地下駐車場出口からの動線がロータリー内で錯綜し危険性が高い。また、一般車の送迎待ちによる混雑・錯綜も生じている。
- 身障者用の駐車スペースにシニアスペースがないなど、利便性が低い。

### ■バスターミナル

- 降車専用バースが不足し、降車待ちが発生。待機バースも不足しているほか、現在の配置は接触事故の危険性が高い。
- バスの停車帯が直線状で間隔が狭いため、歩道に正着できず、高齢者・身障者の乗降に支障をきたしている。
- バス待合所が中州部分に配置されているため、利用者にとって利便性が低い。
- 一部の長距離バスが周辺の路上で乗降を行っている。また、観光バス、送迎バス等が利用できるスペースがない。



## 2 米子駅北広場の整備コンセプト

### 【1】安心・安全・快適な歩行者空間の整備

- ① 駅前交差点における歩行者移動の円滑化
- ② 米子の玄関口にふさわしい空間形成（歩行者空間の拡大：植栽帯等の撤去、交通施設の再配置等）

### 【2】駅やにぎわい施設と連携した、機能的なロータリーの整備

- ① 駅南広場との適正な機能分担（タクシー・一般車の駅南広場の利用促進、タクシーブールの規模適正化）
- ② 新たな一般車降車場整備によるタクシーとの動線分離
- ③ だんだん広場側を活用したロータリーの再整備
- ④ だんだん広場の活用と連携した新たな賑わい創出検討（グルメプラザ敷地等も含めた高度利用）

### 【3】誰もが利用しやすいバスターミナルの整備

- ① 駅南広場との適正な機能分担（駅南広場を活用した一部長距離バス・観光バス・送迎バス等の収容）
- ② ゆとりある空間への再編（歩道空間の幅員直しによるバスの通行・転回・待機スペースの拡大）
- ③ 利用しやすい乗降施設の整備（のこぎり型バスベイへの形状改良）

## 3 整備方針の考え方

- 今後の整備に向けては、先行整備（自由通路・駅南広場の供用開始後に整備着手）、将来構想（J R施設も含めた一体的な整備）に区分し、段階的な整備を検討する。

### 先行整備

- 【1】安心・安全・快適な歩行者空間の整備
  - 交差点移動の円滑化
  - 歩行者空間の拡大（植栽帯等の撤去）
- 【2】駅やにぎわい施設と連携した、機能的なロータリーの整備
  - タクシー・一般車の駅南広場の利用促進
  - タクシーブール規模の適正化
  - 新たな一般車降車場整備によるタクシーとの動線分離
- 【3】誰もが利用しやすいバスターミナルの整備
  - 駅南広場を活用した一部長距離バス・観光バス・送迎バス等の収容
  - 歩道空間の幅員直しによるバスの通行・転回・待機スペースの拡大
  - のこぎり型バスベイへの形状改良

### 将来構想

- 先行整備の取組に加え、理想的な駅前広場空間の形成に向け、以下の施策を検討
- 【2】駅やにぎわい施設と連携した、機能的なロータリーの整備
  - J R施設用地の活用を考慮したロータリーの再整備
  - だんだん広場等の活用と連携した新たな賑わい創出検討

# 災害対策基本法の改正について

令和3年5月21日  
危機管理政策課、河川課

頻発する自然災害に対応した災害時における円滑かつ迅速な避難の確保等を目的として、避難勧告を廃止し避難指示に一本化すること等を盛り込んだ災害対策基本法の改正（5月20日施行）について、改正点及び本県の対応状況について報告します。

## 1 改正点

### ①市町村が発令する避難情報（名称変更など）

- ・警戒レベル3…「避難準備・高齢者等避難開始」から「高齢者等避難」に改正。
- ・警戒レベル4…「避難勧告」を廃止し「避難指示」に一本化。
- ・警戒レベル5…「災害発生情報」から「緊急安全確保※注1」に改正。  
※注1…立退き避難が安全でない場合に自宅での垂直避難等にて緊急に安全確保するもの。

### ②避難行動要支援者ごとの個別避難計画（努力義務化）（新設）

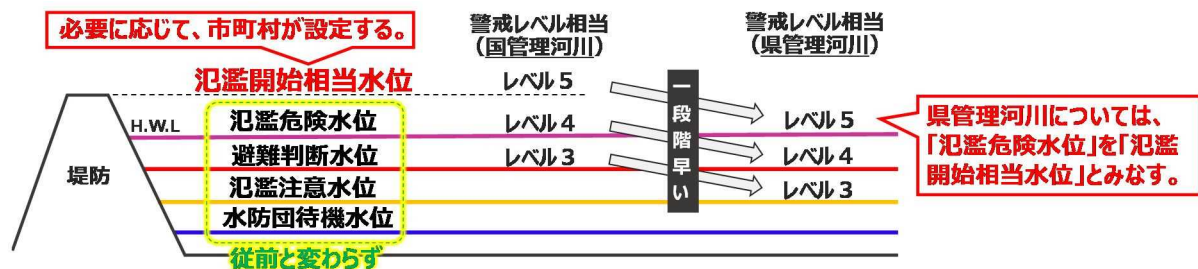
- ・市町村に対して「避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成」が努力義務化された。

### ③事前の広域避難に係る自治体間の協議（要避難者の受入調整）（新設）

- ・市町村長が、同一県内の他の市町村長に要避難者を受け入れてもらうよう要請（協議）することができ、要請を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、原則として要避難者を受け入れる。
- ・市町村長は、要避難者の受入を他県に要請（協議）するよう都道府県知事に要請可能で、要請を受けた都道府県知事は、他の都道府県知事に要請（協議）することが義務化された。

### ④洪水等の状況に応じた避難情報の発令（変更）

- ・市町村が発令する避難情報の対象範囲を、災害リスクに応じて絞り込むことが推奨された。  
※注2…改正前は広域的に発令（例：〇〇市北部、〇〇町全域）していたが、改正後は可能な限り絞り込んで発令する。（例：学校区単位で絞る、左岸・右岸で分ける）
- ・市町村が警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する判断の目安として、新たに警戒レベル4（氾濫危険水位）の上位に「氾濫開始相当水位」を設定できることとなった。※注3  
※注3…本県の県管理河川では、平成27年度より水防法上の基準水位に相当する「避難情報のレベル」を全国より1段階早い設定としているため、氾濫危険水位を氾濫開始相当水位とみなす。



## 2 対応方針

- ◎市町村や国及び報道機関と連携し、出水期までに体制整備と住民への周知を行う。  
（県政だより（6月号）、マルっと！とっとり（6月5日）、市町村報掲載等を依頼済み）

### ①市町村が発令する避難情報

- ・県の情報発信（トリピーメール等）は法施行までに新基準への対応を行う。

### ②避難行動要支援者ごとの個別避難計画

- ・個別避難計画の作成が進むよう市町村への働きかけを行う。

### ③事前の広域避難に係る自治体間の協議（要避難者の受入調整）

- ・大規模水害等を想定した市町村圏域を超えた広域避難の必要性等について、県及び市町村で検討を進める。

### ④洪水等の状況に応じた避難情報の発令

- ・避難情報の発令対象範囲について、市町村はできる限り絞り込む意向。河川管理者として県は、市町村の発令対象範囲の絞り込みを支援する方法を検討する。
- ・国管理河川における氾濫開始相当水位の設定について、国・市町村との調整を図る。

# 流域治水関連法の改正について

令和 3 年 5 月 21 日

河川課、危機管理政策課

気候変動による水害リスクの増大に備えて流域全体で取り組む「流域治水」の実行性を高めるための流域治水関連法(9法<sup>※注</sup>)の改正が4月28日に可決成立しました。国は令和3年10月の施行を目指しており、その改正点及び本県の対応状況について報告します。

※注 … 特定都市河川浸水被害対策法、水防法、土砂災害防止法、都市計画法、都市緑地法、建築基準法  
防災集団移転促進法、河川法、下水道法

## 1 改正点

### ◎流域治水の計画・体制の強化

- ・流域水害対策計画を適用する河川指定要件を緩和(大都市だけでなく自然的条件でも適用可)  
[特定都市河川浸水被害対策法]
- ・特定都市河川の河川管理者及び下水道管理者、都道府県知事、市町村長が協働して流域水害対策計画の検討に係る協議会の創設 [特定都市河川浸水被害対策法]
- ・様々な主体が流域水害対策を確実に実施 [特定都市河川浸水被害対策法]

### ◎氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・民間事業者の雨水貯留浸透施設の整備支援のための認定制度や補助制度等の創設  
[特定都市河川浸水被害対策法]
- ・沿川の保水機能を有する土地を確保するために、盛土や塀などの設置行為を規制する制度の創設(貯留機能保全区域の指定) [特定都市河川浸水被害対策法]
- ・雨水の貯留浸透機能を有する都市部の緑地保全制度の創設 [都市緑地法]
- ・下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付ける制度の創設 [下水道法]

### ◎浸水等被害対象を減少させるための対策

- ・浸水被害を減少させるために住宅や要配慮者利用施設の開発・建築行為を規制する制度の創設(浸水被害防止区域の指定) [特定都市河川浸水被害対策法]
- ・防災集団移転促進事業の対象範囲の拡張 [防災集団移転促進法]
- ・災害時の避難先となる拠点を整備するための都市計画制度の創設 [都市計画法]

### ◎浸水等被害の軽減のための対策

- ・想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの作成を中小河川に拡大 [水防法]
- ・要配慮者利用施設が避難訓練を実施した際に訓練結果について市町村への報告を義務化、その上で市町村が要配慮者利用施設に対して助言・勧告できる制度の創設 [水防法] [土砂災害防止法]

## 2 対応方針

### 1) 法施行に向けた対応

- ・国は、今後、自治体と意見を交わしながら「特定都市河川浸水被害対策法」の施行規則・運用ガイドラインを検討する予定であることから、本県の河川流域における地域に即した効果的な取組の推進のために同施行規則等が柔軟なものとなるよう国に働きかける。

### 2) 対策実施に向けた対応

#### ①氾濫をできるだけ防ぐための対策・被害対象を減少させるための対策

- ・県内の流域治水の先行モデル(例：大路川)において、住民との合意形成を図りながら取組の検討を進め、他流域に取組を展開していく。

#### ②被害の軽減のための対策

- ・法施行後、速やかに新たな浸水想定区域図作成に取り掛かる。
- ・要配慮者利用施設に関しては、該当施設への助言を含め適切な対応を市町村に対して依頼する。

## 「鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会」第5回会議の開催について

令和3年5月21日  
淀江産業廃棄物処理施設計画審査室

鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会「第5回会議」を開催します。

### 1 日時

令和3年5月22日（土）午後1時から午後3時30分頃まで

### 2 会場

〔会議〕 さなめホール（米子市淀江文化センター）・イベントホール（米子市淀江町西原708-4）

〔モニター傍聴〕 西部会場：さなめホール・大ホール（ 〃 ） （定員65名）

東部会場：県庁・講堂（鳥取市東町一丁目220番地） （定員20名）

### 3 議題（予定）

- （1）計画地周辺の地質構造（見直し後）
- （2）水文調査（地下水水位及び河川流量の観測）の状況（途中段階）
- （3）水質調査結果の整理（途中段階）
- （4）水理地質（地下水[帯水層]の分布を含む地質）の総合解析（途中段階）
- （5）シミュレーションのモデル設定（途中段階）
- （6）今後のスケジュール

### 4 開催方法

新型コロナウイルス感染症対策として、全委員がインターネットを介したウェブ会議で参加。

### 5 会議の傍聴

- （1）傍聴者は、モニター傍聴会場において視聴していただく。
- （2）マスク着用、受付での手指の消毒、連絡先等（氏名、住所、電話番号）の記入、検温などをお願いする。（協力いただけない方、風邪症状がある方、味覚・嗅覚に違和感がある方などの傍聴はお断りする。）
- （3）スマートフォンをお持ちの方は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のインストールをお願いする。また、会場に設置する「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」の二次元バーコード（QRコード）の登録をお願いする。
- （4）録音、撮影は禁止する。
- （5）新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、傍聴を制限する場合がある。
- （6）会議の資料、傍聴方法、その他のお知らせは、当室のホームページに掲載する。  
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/sanpai/>)

### <参考>（調査の経過）

- R2. 2.16 第1回調査会 … 調査方針の決定  
5.17 第2回調査会 … 調査計画の決定  
7. 6 パイロット調査開始（パイロットボーリング(3本)、塩川流量連続観測等)  
9.22 第3回調査会 … パイロット調査により計画地周辺では概ね3つの帯水層を確認、  
パイロット調査結果を踏まえ調査計画を見直し  
→ 本格調査（残りのボーリング(28本)、地下水水位連続観測、水質調査等）へ移行  
11月 各種通年観測スタート  
R3. 2.23 第4回調査会 … 地質構造、地層及び地下水（帯水層）の分布を概ね推定  
（3つの帯水層と2つの難透水層が広く概ね連続して分布）

## 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【新規分】		県土整備部					
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方式
河川課 〔鳥取県土整備事務所〕	岩美海岸(浦富地区)人 工リーフ整備工事(国補 正)	岩美郡 岩美町 浦富	東洋建設株式会社 山陰営業所 所長 吉田 涼	128,370,000円 (予定価格) 138,769,400円	令和3年4月13日 ～ 令和3年12月9日	令和3年4月13日	制限付 一般競争入札 (3社)
河川課 〔鳥取県土整備事務所〕	大路川広域河川改修工 事(西大路排水機場)(1 工区)(国補正)	鳥取市 西大路	やまこう建設株式会社 代表取締役社長 岡田 幸一 郎	121,220,000円 (予定価格) 129,428,200円	令和3年4月13日 ～ 令和4年1月11日	令和3年4月13日	制限付 一般競争入札 (9社)



【変更分】

県土整備部

主 務 課	工 事 名	工 事 場 所	契 約 の 相 手 方	契 約 金 額	工 期	契 約 年 月 日	変 更 理 由
技術企画課 (中部総合事務所) 県土整備局	県道鳥取鹿野倉吉線道路災害復旧工事(元年災第6号)	東伯郡 三朝町 三徳	晃進建設有限公司 代表取締役社長 中口 義文	(当初契約額) 129,800,000円	令和2年5月12日 ～ 令和3年2月9日	(当初契約年月日) 令和2年5月12日	-
					(変更後工期) 令和3年3月15日	(第1回変更契約年月日) 令和3年1月21日	災害復旧工事に支障となる埋設ケーブルの移設工事が遅延したことにより、交通規制の切替ができず、工程が遅延したことによる工期延伸
				(第2回変更後契約額) 137,816,800円 (変更額) 〔 8,016,800円 〕	(変更後工期) 令和3年4月30日	(第2回変更契約年月日) 令和3年3月11日	中部管内の土砂採取場が休止となったため、土砂購入先を東部管内に変更したことによる工事費の増及びその調整に期間を要したことによる工期延伸
			(第3回変更後契約額) 137,864,100円 (変更額) 〔 47,300円 〕			(第3回変更契約年月日) 令和3年4月23日	ガードレールの復旧延長を現地で再精査したことによる工事費の増

【変更分】

県土整備部

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
道路企画課 鳥取県土 整備事務所	県道鳥取鹿野倉吉線(河 内3工区)道路災害防除 工事(交付金)	鳥取市 鹿野町 河内	大和建設株式会社 取締役社長 田宇 正実	(当初契約額) 102,300,000円	令和2年6月29日 ~ 令和2年3月10日	(当初契約年月日) 令和2年6月29日	-
				(第1回変更後契約額) 116,695,700円 (変更額) [ 14,395,700円 ]		(第1回変更契約年月日) 令和2年12月2日	法面の一部崩壊が発生 し、その対策工を実施し たことによる工事費の増
				(第2回変更後契約額) 120,331,200円 (変更額) [ 3,635,500円 ]	(変更後工期) 令和3年3月29日	(第2回変更契約年月日) 令和3年3月10日	・河川内に崩落した土砂 等の撤去作業について、 狭陰かつ高低差がある 現場条件であったことか ら、撤去費用が増えたこ とによる工事費の増 ・上記作業にあたり、重 機搬入方法の検討に不 測の日数を要したことこ よる工期延伸
					(変更後工期) 令和3年4月30日	(第3回変更契約年月日) 令和3年3月29日	本工事に近接する橋梁 補修工事との足場使用 に係る工程調整等に不 測の日数を要したことこ よる工期延伸
				(第4回変更後契約額) 126,749,700円 (変更額) [ 6,418,500円 ]		(第4回変更契約年月日) 令和3年4月28日	・週休2日モデル工事の 適用により、休日の取得 実績に応じた経費の補 正を行ったことによる工 事費の増 ・工事車両出入り時にお ける一般交通の安全を 確保するため、交通誘導 員を追加配置したことこ よる工事費の増